

墨田区消費者ニュース

平成28年10月発行 第119号

【編集・発行】すみだ消費者センター
(墨田区産業観光部生活経済課消費者・勤労福祉係)
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



入場無料

すみだ消費生活展2016

みんなの意識で すみだが変わる

会場
すみだリバーサイドホール

10月22日(土)午後1時~4時

★オープニングセレモニー午後0時40分

10月23日(日)午前10時~午後3時

※入場は各日とも終了30分前まで

盛りだくさんの催し

楽しみながら 賢い消費者のヒントを 発見しよう!!

皆様のご来場をお待ちしています。

マイバックを
ご持参ください

先着プレゼント

福引スタンプラリークイズ

展示コーナー
消費者団体・協力団体

産直野菜市

消費者啓発落語

骨密度
測定

マジックショー・すみだ花体操

消費者相談コーナー

契約に関するトラブル、消費生活トラブルなどで
困っている方、消費生活相談員が相談をお受けします。

お気軽にお立ち寄りください!



※詳細は区の施設に配布している「すみだ消費生活展2016」開催チラシをご覧ください。

フリマアプリで購入したバッグ ～傷があったので返金してほしい！

【相談事例】

スマートフォンのフリーマーケットアプリに欲しかったブランドのバッグが出品されていた。そのバッグを個人の出品者から4万円で購入し、自宅に届いたが、バッグには小さな傷があった。出品者に傷があることを指摘して返金を求めたが、「バッグに傷はなかった」と拒否されてしまった。

アプリの運営事業者に相談したが「当事者間で話し合うように」と言われ対応してもらえない。どうしたらいいか。

【アドバイス】

スマートフォンで手軽に商品を買えるフリマアプリが人気です。一方で、トラブルの相談が寄せられています。

アプリの利用規約には「トラブルが起きた際は当事者間で解決し、運営事業者は責任を負わない」と記載されています。

さらに、出品者が個人の場合、個人間での売買となるため消費者センターであっせんすることもできません。

事前のトラブル防止策として、出品者のアプリ上での評価を確認したり、運営事業者が提供している補償サービス等を利用するのが賢明です。

リスクが伴う取引であることを認識し、アプリの利用規約をよく読んで取引をしましょう。

すみだ消費者センター相談室



相談専用
ダイヤル

まずは電話でご相談ください
5608-1773

■相談日……月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間…午前9時00分～午後4時30分

■所在地……墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

- 東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線
「押上駅」A3出口徒歩3分
- 東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分
- 区内循環バス北西部ルート「すみだ女性センター」前

■案内図

